

令和4年度 第5回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和4年8月22日（月） 午後2時30分から午後2時50分まで

2. 場所： 西宮市役所 第二庁舎4階 B405会議室

3. 出席者：

【委員】（13名）

（会長）	1番	松本	俊治
（委員）	2番	庄治	郁夫
	3番	吉井	幸弘
	4番	二本松	義人
	5番	吉村	修
	6番	川東	弘之
	7番	奥村	幸弘
	8番	前田	豊
	9番	大前	有三
	10番	高田	孝
	12番	松本	彌生
	13番	木下	勝博
	14番	茶谷	巖

【事務局】

（事務局長）上野 孝弘 （係長）稲垣 重夫 （主査）増尾 尚之 （副主査）中田 奈緒美
（産業文化局長）長谷川 賢司 （産業文化総括室長）杉原 和彦

4. 欠席者： 1名

5. 傍聴者： 0名

6. 議事案件：

【議案第10号】 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件 〈審議結果：承認〉

【議案第11号】 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書
交付の件 〈審議結果：承認〉

【議案第12号】 非農地証明書交付の件 〈審議結果：承認〉

【報告第18号】 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第19号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。
- 定刻になりましたので、ただいまから農業委員会総会を開会します。
- 初めに、委員会中は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底しながら開催させていただきたい、と考えております。委員の皆様には、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。
- それでは、総会を始めさせていただきます。
- 本日の出席委員は13名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。
- それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、14番茶谷委員と2番庄治委員を議事録署名委員に指名しますので、よろしく申し上げます。
- それでは、これより議案の審議に入ります。
- 議案第10号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第10号について説明いたします。
- 【議案書朗読】**
- それでは、資料「農地法第3条第2項各号の判断基準」をご覧ください。
- 【資料朗読】**
- このとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。
- 次に、地元委員の説明をお願いします。
- 庄治委員、お願いします。
- 庄治委員 議案第10号についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。申請者は、地元で農業を長年にわたって営んでおり、農業実績もあり、生産意欲も高く、また農業に必要な機械も持っておられ、許可されても問題はないと考えます。以上で、地元委員の説明を終わります。
- 議長 説明は終わりました。
- 本件に対して御質問、御意見はありませんか。
- 委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第10号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、許可することとして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第10号につきましては、許可することとします。

続きまして、議案第11号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第11号について説明いたします。

【議案書朗読】

生産緑地として指定されている本申請地の農業の主たる従事者が、故障により農業に従事することができなくなったため、市長に対して生産緑地の買取り申出をするにあたり、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業委員会に対し当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについての証明書の交付申請がなされたものです。

以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

木下委員、お願いします。

木下委員 議案第11号についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。申請農地は、耕作地として適正に管理されています。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 説明は終わりました。

本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第11号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」につきましては、交付することにして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第11号につきましては、交付することとします。

続きまして、議案第12号「非農地証明書交付の件」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第12号について説明いたします。

【議案書朗読】

申請農地につきましては、8月12日の現地調査により、現況が山林であることを確認しました。したがって西宮市農業委員会事務取扱要領第9条第1項第4号に該当しますので、非農地証明書を交付することについて問題はないと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

茶谷委員、お願いします。

茶谷委員 議案第12号についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。申請地については、山林化しており、耕作が不可能な状態に至っています。つきましては、申請地は、農地への復元は著しく困難と思われるので、非農地証明を交付しても問題はないと考えます。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 説明は終わりました。
本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第12号「非農地証明書交付の件」につきましては、交付することにして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第12号につきましては、交付することとします。

議案の審議は、以上です。

これより、報告案件に入ります。

まず、報告第18号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第18号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第19号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第19号について説明いたします。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。

これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後2時50分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

(委員)

(委員)
